

長野県社保協ニュース

<29-8> 2025年1月28日(火) 長野県社会保障推進協議会

<事務局> 380-0838 長野市県町593 長野県高校教育会館3階

TEL 026-219-6314・FAX 026-219-6316

<http://www.n-syaho.com> E-mail: naganosyahokyou1281@star.ocn.ne.jp



介護保険料を引き下げる運動のために 介護保険財政のしくみ学習会 開催



県社保協は23日、松本市の会場で、大阪社保協・介護保険対策委員長の日下部雅喜氏を講師に「介護保険財政のしくみ学習会」を開催しまし

た。松本市の会場に18名の参加、オンラインの接続は23カ所でした。長野県内の第9期(2024~2026年度)の介護保険料は、全県平均で5647円。前期より24円増です。介護保険料は3年ごとの見直しのたび上昇し、2000年の制度開始当初(2346円)の約2.4倍に膨らんでいます。以下、講演の概要です。

介護保険制度と保険料の基礎

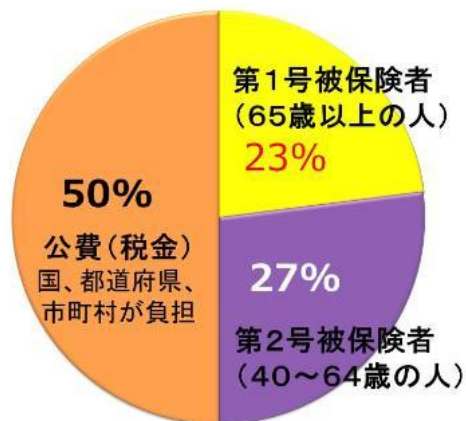
介護保険の第1号被保険者である65歳以上の方のうち、介護認定を受けて「使える」介護保険証を持つ人は全体の19.0%に過ぎず、8割が保険料を「掛け捨て」状態にあります。

第1号被保険者(65歳以上)は保険給付費の23%を費用負担します(27%は40歳~64歳の第2号被保険者が負担)。65歳以上の方の介護保険料の決め方は、市町村の介護サービスの総額×23%を、市町村の65歳以上の人

口で割った数字が、第1号被保険者の介護保険料となるイメージです。介護保険料は負担能力とは関係がなく決定されているのです。

介護保険制度を「公費半分・保険料半分」で賄うのはもう限界です。解決策は「公費」投入以外にありません。国庫負担増、そして当面は市町村の財源投入が求められます。

介護保険の財源

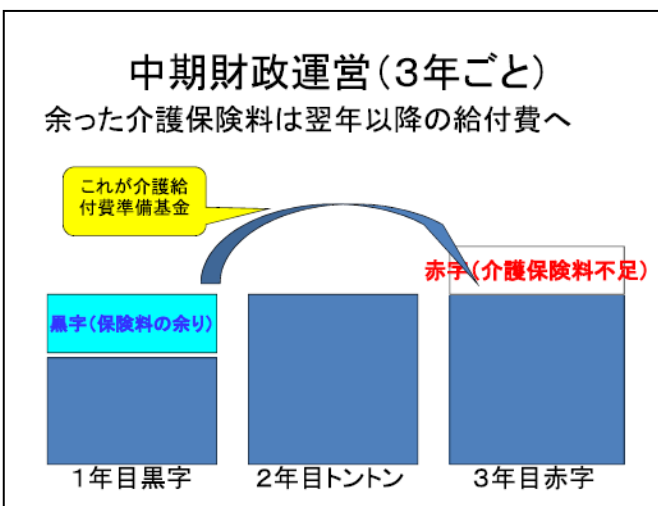
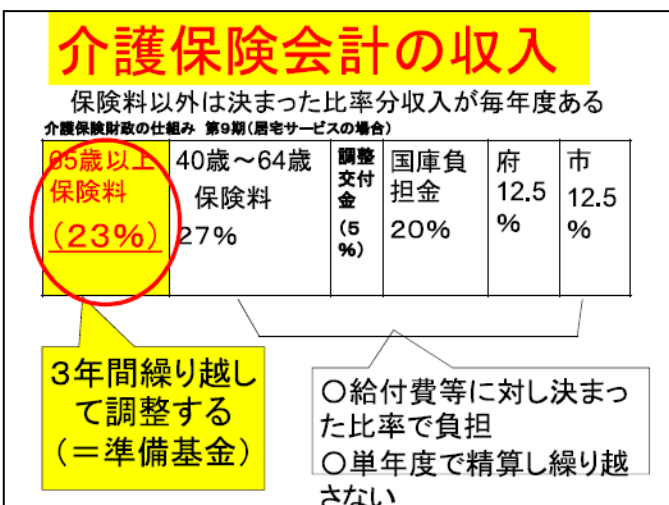


介護保険財政のしくみ

介護保険特別会計は、65歳以上の保険料以外は決まった比率分の収入が毎年度あります(第2号被保険者保険料のほか、国庫負担金20%、調整交付金5%、県12.5%、市町村12.5%)。65歳以上保険料は3年間繰り越して調整するため「介護給付費準備基金」が発

生します。介護保険財政は3年ごとの中期財政運営を行っており、余った介護保険料は翌年以降の給付費へ回します。

3年経過して保険料が余り、基金残高が発生するのは「保険料が高すぎた」ということです。市町村が定める保険料は「おおむね三年を通じ財政の均衡を保つことができるものでなければならない」（介護保険法第129条第3項）とされています。しかし、少なくない市町村・保険者で基金の貯め込みが常態化しています（令和4年度末、県内の介護給付費準備基金の保有額合計は200億円超）。



介護保険料を引き下げる運動のために、市町村・保険者の介護保険を知りましょう。第9期介護保険事業計画の検討状況（特に介護保険料の算出根拠）や、今後の推計・見通しを知ることが大切です。

介護保険料に関する4つの要求案

- ① 現在の介護保険料の仕組みでは限界。国庫負担増で保険料引き下げをすること。
- ② 当面、市町村の一般財源を投入して保険料引き下げをおこなうこと。
- ③ 保険料の余りを貯め込み(基金)している自治体は、全額保険料引き下げにまわすこと。
- ④ 低所得者に対する介護保険料減免制度を拡充すること。

介護への「異次元」の財政出動を

介護現場の抜本的な賃金・労働条件の引き上げのために、報酬加算を国家責任による介護労働者処遇改善策へと転換させる。全産業平均以上・月額8万円以上の賃上げ、全職種を対象とする、そして全額国庫負担での処遇改善を求めます。

介護保険への国庫負担割合を抜本的に引き上げ（25%→50%へ）、超高齢社会に公的責任をもって対応できるための財政的保障を確立することを求めます。

負担増（2割負担対象拡大やケアプラン有料化）と介護サービス削減（要介護1、2の保険外し等）の一連の改悪をすべて中止することを求めます。



長野県社保協は、介護保険料を引き下げるために、自治体キャラバンなどをつうじて自治体に要望活動を行っていきます。また、国にたいしても介護改善署名を積み上げ、働きかけを行います。介護保障の充実のため、力を合わせて行動しましょう。